

※ 令和元年10月1日変更

信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設使用者心得

予 約 先 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字池ノ平7148-5
TEL 0269-34-2607 FAX 0269-34-3229
shiga7148@shinshu-u.ac.jp

申 込 先 〒380-8544 長野県長野市西長野6-1
信州大学教育学部会計係 TEL 026-238-4028

この研究施設は、高山地における自然科学の学術研究及び学生の実習並びに一般学生及び社会人の自然教育を行うことを目的としています。施設を使用する方は、次の事項に従っていただくようお願いいたします。

記

1 申込み方法及び宿泊料

- ア 施設の使用を希望する方は、予約先へ電話又はメールで予約を行った後、使用日の1週間前迄に、使用(宿泊)願を信州大学教育学部会計係に郵送又は持参により提出し、使用許可を受けてください。使用許可書を発行しますので、施設に到着した時に受付へ提出してください。なお、1週間前迄に申込みがない場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。
- イ 使用許可後、宿泊料を、所定の銀行口座に振込み頂くか、現金書留にて郵送又は現金を直接ご持参下さい。なお、手数料はご負担願います。
- ウ 使用許可を受けた方で、キャンセル又は人数の変更等がある場合は、使用日の4日前迄に申し出て下さい。
- エ ウの場合に限り、前納された宿泊料より、附带使用料相当額を払戻します。払戻しの場合、銀行振込みとなりますが、手数料等がかかる場合には払戻し分から差し引きます。

2 「志賀自然教育研究施設使用(宿泊)願」記載注意事項

- ア 代表者印を必ず押印してください。
- イ 施設は、志賀高原における自然科学の学術研究等を目的として設置したものであり、一般の宿泊とは異なります。このため、使用目的欄には志賀高原における研究・自然観察等を目的とした理由を記入してください。

3 留意事項

- ア 使用者は、施設使用の許可後において、施設使用目的に反する行為、もしくは施設管理上支障をもたらすおそれがあると認められる行為があったときは、使用を取り消される場合があります。
- イ 使用者は、施設を損傷したときには、直ちにその損傷を復旧するか、又はその所要実費を弁償しなければなりません。
- ウ 使用者は、施設使用の際、特に施設の火災予防に協力し、事故がないように万全の措置を講じなければなりません。

4 宿泊料(消費税額を含む)

信州大学諸料金規程に基づき2,600円。ただし、国立大学法人信州大学不動産貸付事務細則第11条により「無償で貸し付けることができる」とする場合は、平成20年3月19日付事務連絡に基づき2,100円。

5 振込口座

銀行コード:143 八十二銀行
店番号:421 信州大学前支店
口座番号:普通 685754
名義:国立大学法人信州大学